

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p><u>3 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第6号について</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>5. 登録金融機関の監督事務</p> <p><u>5 - 3 登録金融機関の監督事務</u></p> <p>5 - 3 - 5 <u>金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第4号について</u></p> <p><u>金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第4号に掲げる状況については、3 - 4の規定に準ずるものとする。</u></p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p><u>3 - 4 法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項</u></p> <p><u>3 - 4 - 1 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第6号について</u></p> <p>(略)</p> <p><u>3 - 4 - 2 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号について</u></p> <p><u>証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号の規定に該当するものとする。</u></p> <p><u>投資信託又は投資法人(3 - 4 - 2において「投資信託等」という。)の形態及び状況(名称、性格等)</u></p> <p><u>解約する投資信託等の状況(概算損益等)</u></p> <p><u>乗換えに係る費用(解約手数料、取得手数料等)</u></p> <p><u>その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの</u></p> <p>5. 登録金融機関の監督事務</p> <p><u>5 - 3 登録金融機関の監督事務</u></p> <p>5 - 3 - 5 <u>法第65条の2第5項において準用する法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項</u></p> <p><u>法第65条の2第5項において準用する法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況については、3 - 4の規定に準ずるものとする。</u></p>